

○津山工業高等専門学校学術情報委員会規程

〔平成18年2月28日〕
規程第21号

改正 平成21年3月18日規程第6号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、学術情報及び情報基盤の管理、運用及び整備に関する事項について審議するため、津山工業高等専門学校学術情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 図書館及び総合情報センターの管理、運用及び整備に関する重要事項
- (2) 図書館及び総合情報センターの予算に関する重要事項
- (3) 研究紀要の編集及び発行に関する重要事項
- (4) その他学術情報及び情報基盤に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 総合情報センター長
- (3) 図書館長補
- (4) 総合情報センター副センター長
- (5) 事務部長
- (6) 第5条第1項第1号に定める図書館運営小委員会から1人

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号又は第2号の委員のうちから、校長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を

代行する。

(小委員会)

第5条 委員会に図書館及び総合情報センターの管理及び運営に関し審議するため、次の小委員会を置く。

(1) 図書館運営小委員会

(2) 総合情報センター運営小委員会

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日規程第6号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。